

20年度分
1口 2,000円

地域福祉活動を支える貴重な財源

社協を応援してください

賛助会費のお願い

社協は、住民のみなさんの

「声」をもとに、住民のみなさんといっしょに、福祉のまちづくりを進めている民間福祉団体です。

その民間性を活かし、在宅福祉サービスやボランティア活動の推進、小地域福祉活動や介護予防活動など「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざしています。

現在お願いしている「賛助

会費」は、社協活動の趣旨に賛同し、活動財源へご支援をいただくもので、個人、団体、企業、法人を問わず、ごなかでも入会していただくことができます。

賛助会員としてご協力いただける方は、お近くの金融機関から振込みをしていただくか、本部・各支部事務局へお

届けください。

◆振込み口座

●金融機関と口座番号

○J Aハリマ本所

(当) 0020572

○J A兵庫西山崎支店

(普) 0010850

○西兵庫信用金庫一宮支店

(普) 0147329

○淡陽信用組合一宮支店

(普) 0263182

●口座名義

『宍粟市社会福祉協議会』

市内の各金融機関の本・支店なら手数料は無料で振込みいただけます。

◆郵便振替

●口座番号

00970・8・82211

●加入者名『社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会』

※3月21日までに納入していただければ幸いです。

20年度

ボランティアされているみなさん！！

『事故も弁当も自分持ち』でいいの？

兵庫県ボランティア・市民活動災害共済

ボランティア活動中の、万が一の事故に備えるために

兵庫県ボランティア・市民活動災害共済とは

加入されたボランティアの方が活動中（往復途上を含む）の万が一の事故の備えていただくためのものです

①ケガをされた場合に「障害給付金」※日射病・熱中症・細菌性食中毒も対象になります。

②第三者の身体・財物に損害を与えた場合は「賠償責任給付金」

③ボランティア自身が①の障害給付金の対象とならない疾病で亡くなった場合は「死亡見舞金」

加入対象者 この共済に加入いただけるのは、次のような方です。

①社協に登録されたボランティアグループの会員、個人ボランティア

②社協に登録された「ボランティア活動を推進している機関・団体」（自治会、婦人会、障がい者団体などの当事者団体など）の役員・活動者

補償期間 20年4月1日～21年3月31日まで

※4月1日以降の加入は、受け付けた翌日からの加入となります。

加入手続き 加入申込書に掛金をそえて、お近くのボランティアセンターにお申込みください。

【お問い合わせ・申込み】 宍粟市ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）

本部・一宮支部 TEL 72-8787 山崎支部 TEL 62-5530

波賀支部 TEL 75-3631 千種支部 TEL 76-3390

こんにちは！
社協です!!

No.32

8